

平成27年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第226回定例会

7月23日開会

7月23日閉会

第226回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成27年7月23日(木曜日)

出席議員(17名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
3番 佐藤 正友 君	4番 谷津 睦夫 君
5番 佐藤 長成 君	6番 馬場 勝彦 君
7番 高橋 茂美 君	8番 菅原 研治 君
9番 秋山 昇 君	10番 佐藤 貴久 君
11番 斎藤 万之丞 君	12番 吉野 敏明 君
13番 加藤 克明 君	14番 舟山 彰 君
16番 大宮 博吉 君	17番 海川 正則 君
18番 佐藤 吉市 君	

欠席議員(1名)

15番 大浪 俊憲 君

説明のため出席した者

理事長 風間 康 静 君	理事長職務代理者 滝口 茂 君
理事 大友 喜助 君	蔵王町副町長 齋藤 俊一 君
理事 小関 幸一 君	理事 伊勢 敏 君
理事 佐藤 英雄 君	理事 小山 修作 君
理事 保科 郷雄 君	助役 岩間 利裕 君
教育長 佐藤 隆夫 君	監査委員 佐藤 長壽郎 君
会計管理者 加藤 弘一 君	総務課長 阿部 和之 君
企画財政課長 水戸 卓司 君	滞納整理課長 戸村 壽弘 君
介護保険課長 関場 幸江 君	業務課長 阿部 直樹 君
消防長 佐藤 義信 君	次長 咲間 定実 君
管理課長 村上 雅浩 君	警防課長 佐々木 保方 君
指令課長 加藤 修一 君	教育次長 水戸 雅彦 君
業務課長補佐 宍戸 清人 君	

事務局職員出席者

事務局長 加藤 雅章 君	書記 佐藤 盛一 君
--------------	------------

議事日程

平成27年7月23日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 第12号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 第 6 第13号議案 救助工作車の取得について
- 第 7 第14号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 第15号議案 仙南地域広域行政事務組合視聴覚教材センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 第16号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)

午前10時32分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

第 1 2 号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

第 1 3 号議案 救助工作車の取得について

第 1 4 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

第 1 5 号議案 仙南地域広域行政事務組合視聴覚教材センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 6 号議案 平成 2 7 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 1 号)

午前10時 開会

○議長(海川正則君) おはようございます。

これより、第226回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下、関係者の出席を求めています。

また、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により議会に出席しておりますので、御承知願います。

本日の会議に、15番、大浪俊憲君から欠席の届け出があります。

只今の出席議員は、17名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(海川正則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番、秋山昇君、14番、舟山彰君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(海川正則君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(海川正則君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長(海川正則君) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

皆さん、おはようございます。

本日ここに、第226回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ

ろ、議員各位には、公私共に御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことが出来ますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、行政報告といたしましては、初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う、新教育長の任命と総合教育会議についてであります。

改正前の法律に基づく教育長の任期が本年5月26日で満了となりましたので、本年2月議会定例会において教育長任命の同意を得ておりました佐藤隆夫君に対し、新教育長としての辞令を5月27日付けで交付いたしました。

同月29日には、第1回目となります仙南地域広域行政事務組合総合教育会議を開催いたしております。

この会議では、組合総合教育会議運営要綱(案)について協議、調整を行った他、視聴覚教材センターの移転に伴う勤務体制について説明を受けると共に、けやき教室について意見交換を行ったところであります。

今後も理事会と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題について検討して参りたいと考えております。

次に、角田市の●●氏が原告となり、当組合に対して損害賠償を請求している裁判の経過についてであります。

昨年12月議会定例会での報告後、2度の裁判が行われ、本日、第13回目となる口頭弁論が行われることとなっております。

過去2度の裁判において原告は、土地の価格が大幅に下落した理由について主張しております。その主張内容は、組合による買収を期待して土地の管理を放棄し、その結果、土地の荒廃が進行したため、土地の価格が下落したものであり、その下落額について賠償を請求するというものであります。

これに対し組合としては、荒廃の進行による地価の下落は、損害とは全く無関係であり、得べかりし利益の損害を蒙ったとすることは、主張自体失当であるとする反論を行うと共に、本日の裁判においても反論書を提出することにしております。

今後共、組合側弁護士と相談の上、組合の主張を述べて参ります。

次に、(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業についてであります。

本事業の工事進捗状況については、造成工事が完了し、現在、ごみピットに係るコンクリート打設工事を行っている他、主要設備であります溶融炉及び発電ボイラーを工場において制作しているところであります。

また、仙南最終処分場延命化事業に係る進捗についてですが、本年4月から行っておりました覆蓋施設設置工事が6月末をもって完了しております。

全体工事の進捗率については、7月末現在で約20パーセントの出来高に達する見込みとなっております。

次に、(仮称)仙南クリーンセンター整備工事に係るスライド協議についてであります。

これは、平成 26 年 1 月 27 日付けで契約締結した(仮称)仙南クリーンセンター整備工事について、本年 5 月 28 日付けで、工事受注者である株式会社神鋼環境ソリューションから、工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定に基づく、請負代金額の変更について請求があったものであります。

これは、工期内における急激なインフレーション等により、請負代金が著しく不適當となった時に請負代金額の変更を請求出来るという、いわゆるインフレスライド条項に基づくものであります。

この請求があった時には、7 日以内にスライド額協議開始日の通知をしなければならぬことから、6 月 2 日の理事会定例会において協議を行い、協議開始日を本年 8 月 28 日と定め、受注者に対し通知したところであります。

現在、設計建設に係るモニタリング業務を委託しているコンサルタント会社と請求のあったスライド額について精査を行っているところであります。

今後の手続きといたしましては、9 月上旬に開催予定の理事会定例会において、スライド額の確定を行い、その後、補正予算並びに工事請負変更契約について、議会にお諮りしたいと考えておりますので、議員各位の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、柴田斎苑建替事業についてであります。

昨年度、老朽化が著しい柴田斎苑の建替えを検討するため、同斎苑を構成する 3 町の副町長と衛生事務担当課長で組織する、柴田斎苑建替事業に係る基本計画策定及び P F I 可能性調査検討委員会を設置し、6 回の委員会を開催し、検討を重ねてきたところであります。本年 4 月の理事会定例会において、同委員会が策定した新斎苑の整備に必要な建替基本計画の報告を受けたところであります。

この基本計画を受け、6 月 2 日開催の理事会定例会において、事業方式を設計から建設までを一括発注で行う DB 方式とし、事業期間については、施設の設計、建設から解体までを平成 29 年及び 30 年度の 2 か年で行い、施設の供用開始を平成 31 年度とする柴田斎苑建替事業整備計画を決定したところであります。

本年度においては、都市計画法に基づく位置決定に必要な事務経費に係る補正予算を編成し、本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、元消防職員の懲戒免職処分に係る不服申立てに対する審理結果についてであります。

本件は、住居侵入及び強姦容疑で逮捕され、懲役 5 年 6 か月の有罪判決を言い渡された元消防職員が、当組合が行った懲戒免職処分を不服とし、宮城県人事委員会に対し、同処分の取り消しを求めた事案であります。

これまで口頭審理に向けた準備手続きが重ねられ、本年 1 月 23 日に非公開の口頭審理

が行われ、4月20日付けで宮城県人事委員会より、本件不服申立てを棄却する旨の裁決が下されましたので、御報告を申し上げます。

これにより、当組合が主張しておりましたとおり、本件処分の手続きについては瑕疵がなく、適正に行われたことが認められたものであります。

次に、緊急消防援助隊の増隊登録についてであります。

昨年、総務省消防庁から緊急消防援助隊を現在の4,500隊から6,000隊に増隊する計画が示され、宮城県においては、本年2月に宮城県緊急消防援助隊の増隊を正式に決定したところであります。

これにより、当組合の登録隊数としては、現在の8隊に5隊を増隊し、平成30年度までに13隊とすることになったものであります。

これを受け、当組合では、昨年度白石消防署に更新配備した水槽付消防ポンプ自動車の登録申請を行い、本年4月1日付けで緊急消防援助隊として登録されたところであります。

今後は、平成30年度までに更新車両等の整備を図り、残り4隊の増隊登録を進めて参りたいと考えております。

次に、12誘導心電図伝送システムの運用開始についてであります。

12誘導心電図伝送システム整備運営事業は、宮城県の第2期地域医療再生計画に基づく事業で、昨年6月に宮城県並びに東北大学病院から当組合に対して参画依頼があったものであります。

この事業は、大学病院及び地域の中核病院にサーバー、受信機器を設置し、救急車と結ぶことにより、心筋梗塞対応時の診断、処置指示体制を構築するものであります。

宮城県内では、仙南消防本部とみやぎ県南中核病院、及び大崎消防本部と大崎市民病院の2か所が選定され、本年3月に病院及び救急車両に機器を設置し、4月から救急隊員によるシミュレーション訓練、病院と消防による合同リハーサルを行い、6月1日から運用を開始したところであります。

このシステムの運用により、救急車内から今まで以上に正確な患者情報を伝送することが出来、急性心筋梗塞患者等の早期の容態把握や病院到着から治療までの時間短縮が可能となり、重症化の軽減や救命率の向上が期待されるところであります。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第23期生の入団状況についてであります。

将来の圏域を担う人材育成事業として、継続実施しているAZ9ジュニア・アクターズ事業であります。本年度も第23期生として、圏域内の小学4年生から6年生までの児童を対象に募集したところ、11名の応募があり、去る6月7日に入団ミーティングを行い、全員が入団することになりました。

第21、22期生と合わせ33名のジュニア・アクターズは、来年2月の公演に向け、レッスンや合宿、ワークショップなどの活動を開始したところであります。

以上、御報告を申し上げます。

日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

- 議長(海川正則君) 日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。風間理事長。
- 理事長(風間康静君) はい、議長。
- 議長(海川正則君) 風間理事長。
- 理事長(風間康静君) はい。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

本年2月23日開催の第225回議会定例会においてお認め頂きました、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計の繰越明許費について、(仮称)仙南クリーンセンター整備対策事業の寄附金において6,165万6,000円を平成27年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

この寄附金は、角田市において実施している地元対策事業に係るもので、12事業のうち5事業において、地元との調整に時間を要したことにより、翌年度に繰り越すことになったものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(海川正則君) 以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。
- 以上で報告第1号を終わります。

日程第5 第12号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

- 議長(海川正則君) 日程第5、第12号議案、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。
- 議長(海川正則君) 理事長から提案理由の説明を求めます。
- 理事長(風間康静君) はい、議長。
- 議長(海川正則君) 風間理事長。
- 理事長(風間康静君) はい。

第12号議案、水槽付消防ポンプ自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、柴田消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車は、平成9年12月の取得以来、17年が経過し、車両本体の劣化と共に、ポンプ及び内部配管並びにエンジン各部の老朽化が進み、火災時における送水操作等にも支障をきたす懸念が出始めたことから更新するものであります。

更新車両は、緊急消防援助隊の新規登録車両となることから、起債の充当率が高く、元利償還金に対し交付税が措置される緊急防災減災事業債が適用となるものであります。

入札参加業者については、資格、信用、補償能力共に充分である当該車両の製造及び納品メーカー8者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る6月25日に入札会を行っております。第2回目まで入札を行いましたが落札に至らず、同施行令第167条の2第1項第8号の規定により、見積書を徴した結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格5,292万円をもって、7月1日付けで物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第12号議案、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。

この採決は、起立よって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第13号議案 救助工作車の取得について

○議長(海川正則君) 日程第6、第13号議案、救助工作車の取得についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第13号議案、救助工作車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、大河原消防署に配備しております救助工作車は、平成11年12月の取得以来、15年が経過し、車両本体並びに積載している救助資機材について劣化がみられ、多様化する災害現場において支障をきたす懸念が出始めたことから更新するものであります。

当該車両は、緊急消防援助隊に登録している車両の更新であり、同隊の機能強化を図るものであることから、起債の充当率が高く、元利償還金に対し交付税が措置される緊急防災減災事業債が適用となるものであります。

入札参加業者については、資格、信用、補償能力共に充分である当該車両の製造及び納品メーカー8者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る6月25日に入札会を行っております。その結果、株式会社共栄防災を契約の相手方と定め、取得価格1億2,938万4,000円をもって、7月1日付けで物品売買仮契約を締結したもので、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第13号議案、救助工作車の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第14号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

○議長(海川正則君) 日程第7、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第14号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が本年10月1日から施行され、共済年金が厚生年金に統一されることになっております。

この法律の改正により、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に新たに規定されることにより、当該条例の一部改正を行うものであります。

なお、この条例は一部改正する法律の施行日に合わせ、本年10月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第14号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第15号議案 仙南地域広域行政事務組合視聴覚教材センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長(海川正則君) 日程第8、第15号議案、仙南地域広域行政事務組合視聴覚教材センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第15号議案、仙南地域広域行政事務組合視聴覚教材センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、視聴覚教材センターの移転に伴う位置の変更を行うものであります。

現在、教育委員会の職員は総合庁舎と仙南芸術文化センターに配置され、それぞれ事務を執り行っておりますが、視聴覚教材センターを含む教育委員会の事務局を仙南芸術文化センター内に一元化することにより、基礎事務の共有化並びに各種事業の協力体制の強化及び充実を図ろうとするものであります。

なお、この条例は平成28年1月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第15号議案、仙南地域広域行政事務組合視聴覚教材センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第16号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正
予算(第1号)

○議長(海川正則君) 日程第9、第16号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

○議長(海川正則君) 風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

第16号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,942万3,000円を追加し、予算の総額を118億8,285万8,000円とするものであります。

今回の補正予算については、柴田斎苑建替事業費の追加によるものであり、現在の柴田斎苑は、昭和42年に供用を開始してから48年が経過し、施設全体の老朽化が著しい状況にあります。

このことから、昨年度に検討委員会を設置し、柴田斎苑の建替えに係る基本計画を策定し、本年6月理事会定例会において、この基本計画を受けた柴田斎苑建替事業整備計画を決定したところであります。

この整備計画では、斎苑建替えに係る建設工事を平成29及び30年度の2か年で実施し、施設の供用開始を平成31年度といたしたところであります。

今回の補正予算では、都市計画法に基づく事務を進めるため、都市計画決定支援業務委託等の経費を追加補正するものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 続いて、詳細説明を求めます。

水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

それでは、理事長の命によりまして、第16号議案の詳細説明を行います。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の一般会計の補正予算ですが、只今、理事長からの提案理由のとおり、柴田斎苑建替事業費の追加によるものでございます。そのため、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,942万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億8,285万8,000円といたそうとするものでございます。

初めに、10ページと11ページお開き願います。

10ページ、11ページですが、歳出予算の補正となります。

4款1項、保健衛生費に1,942万3,000円の追加です。

これは、4款1項4目、柴田斎苑建替事業費、13節、委託料に5項目で1,942万3,000円を追加しております。

1点目は、火葬場を建設する場合、都市計画法に基づき、位置等を決定する必要があることから、都市計画決定支援業務委託料として、453万6,000円の追加をさせていただきます。

2点目は、今回の柴田斎苑建替えに当たっては、隣接民有地を取得する予定としておりまして、都市決定を受けるにあたり、境界確定が必要なことから、測量業務委託料として、313万2,000円を追加しております。

3点目は、火葬場の位置決定を受ける場合には、環境公害対策の検討、評価を行う必要があることによりまして、環境影響調査委託料として、474万2,000円を追加しております。

4点目は、建設予定地の地質を把握するために、地質調査委託料、645万8,000円を追加しております。

5点目は、隣接民有地の不動産鑑定を行うため、不動産鑑定委託料、55万5,000円を追加するものでございます。

これらによりまして、4款1項、保健衛生費に1,942万3,000円追加となっております。

8ページ、9ページに戻って頂きたいと思っております。

8ページ、9ページは、歳入予算の補正となります。

1款1項、負担金に1,942万3,000円の追加で、1目、市町負担金、4節、衛生費負担金の柴田斎苑の分が追加となっております。

市町負担金の内訳につきましては、柴田斎苑を構成しております大河原町、村田町、柴田町となっております。

以上で、第16号議案の詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第16号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(海川正則君) 起立全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもちまして、第226回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞様でした。

午前10時32分 閉会